

令和7年8月

令和8年3月新卒求人担当者様

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、ハローワーク渋谷の業務運営につきましては、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、令和8年3月新規学校卒業予定者を対象とした求人をお申込みいただきありがとうございました。

さて、すでに報道されておりますとおり東京都最低賃金（地域別最低賃金額）が時給額1226円に改正される旨の答申が行われ、令和7年10月3日より効力発生の予定となっております。

現在申込中の求人については、効力発生予定日以降、就業場所賃金の下限額が地域別最低賃金額を下回っている場合、最低賃金以上の賃金額に変更されるまで、求人票の公開は中止となります。

賃金額変更について、効力発生日までにお手続きいただきますようご案内いたします。（手続き方法等は裏面でご確認ください。またすでに変更手続きがお済みの場合はご了承ください。）

なお、地域別最低賃金額は就業場所により適用となりますので、全国の地域別最低賃金額は各都道府県労働局ホームページまたは厚生労働省ホームページにてご確認ください。

東京労働局ホームページ

[東京都最低賃金の63円引上げを答申](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/houdou/20230710chinginka_00006.html)

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/houdou/20230710chinginka_00006.html

厚生労働省ホームページ

[令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について | 厚生労働省](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60788.html)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60788.html

ハローワーク渋谷 スクールコーナー

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-3-5

TEL : 03 (3476) 8609 (35#)

E-mail : shibuya-school@mhlw.go.jp

変更手続き方法について

A：求人者マイページから変更手続きを申し込む・・・**大卒等求人のみ**可能です

- ① 求人者マイページの「求人情報変更」により賃金の変更を行う。
- ② 「完了」ボタンを押下し、その後「編集内容を申込」を押下。
- ③ ハローワークにて確認を行い、内容修正後の求人票をマイページ上で返却。

※**求人者マイページからの修正**の場合は、同封の「修正申込書（最低賃金改定用）」に記載の、**具体的な時給換算額の計算方法を、ハローワークへの連絡欄に記載**してください。

B：メールまたは郵送で変更手続きを申し込む・・・**大卒等求人・高卒求人**ともに可能

- ① 同封の「修正申込書（最低賃金改定用）」に必要事項を記入。
- ② 「修正申込書（最低賃金改定用）」と修正対象の「求人票」をハローワーク渋谷スクールコーナーあて、**メールまたは郵送にて送付**。
- ③ ハローワークにて確認を行い、内容修正後の求人票を求人者マイページまたは郵送（高卒求人は郵送のみ）で返戻。

注意1：高卒求人の変更申込および返戻は求人者マイページからはできません。（メールまたは郵送による変更申込および原則郵送による返戻のみです。）ご了承ください。

注意2：修正申込書（最低賃金改定用）は、ハローワーク渋谷ホームページよりダウンロードできます。

その他、手続きに関しまして不明点等ございましたら、担当までご連絡ください。

ハローワーク渋谷 スクールコーナー

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-3-5

TEL：03（3476）8609（35＃）

E-mail：shibuya-school@mhlw.go.jp